

合同会社〇〇〇〇定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、合同会社〇〇〇〇と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 〇〇〇
- (2) 〇〇〇
- (3) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び出資

(社員の責任)

第5条 当社の社員の全部を有限責任社員とする。

(社員及び出資)

第6条 当社の社員の氏名又は名称及び住所並びに社員の出資の価額は、次のとおりとする。ただし、各社員の出資の目的は金銭とする。

- (1) 金〇〇万円
東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇
- (2) 金〇〇万円

東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇

- (3) 金〇〇万円
大阪市北区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇

(以下省略、全員を記載する。)

第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行)

- 第7条 当会社の業務は、業務執行社員が執行するものとし、総社員の同意により社員の中から選任する。
- 2 業務執行社員は、3名以内とする。
 - 3 業務執行は、業務執行社員の過半数をもって決定する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、常務は、業務執行社員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

(代表社員)

- 第8条 業務執行社員は、各自当社を代表する。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

- 第9条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

- 第10条 各社員は、事業年度の終了の時に於いて退社をすることができる。この場合においては、各社員は、2か月前までに会社に退社の予告をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社等)

- 第 11 条 各社員は、会社法第 607 条第 1 項に定める事由により、退社する。
- 2 社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合は、当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継するものとする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

- 第 12 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

- 第 13 条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成〇年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

- 第 14 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の規定による。

以上、合同会社〇〇〇〇設立のためこの定款を作成し、社員が以下に記名押印する。

平成〇年〇月〇日

有限責任社員	〇〇〇〇	⑩
有限責任社員	株式会社〇〇〇〇	
	代表取締役 〇〇〇〇	⑩
有限責任社員	〇〇〇〇	⑩

(以下省略、全員を記載する。)